

## 令和2年度教養・共通教育科目における 夏季休業期間中の対面授業実施に係るガイドライン

令和2年度教養・共通教育科目について、引き続き学生の感染リスクと感染拡大を防止するため、「感染拡大予防マニュアルー令和2年度前期授業の実施における配慮についてー」（令和2年6月15日危機対策本部作成）を参考に、夏季休業期間中に対面で授業を実施する際のガイドラインを以下のとおり定める。

### 1. 共通事項

- ・体温が平熱より高い場合や、せき・倦怠感・喉の痛み・味覚障害等、新型コロナウイルス感染が疑われる症状がある場合、TA、学生は授業への出席を不可とすることをすべての履修者に開講前に周知する。
- ・授業中は、教員、TA、学生とも必ずマスクを着用し、近距離や真正面での会話は可能な限り避ける。会話や討論が必要となる場合は、十分な距離を保ち、必要最低限の時間とする。
- ・授業開始前と終了後の30秒程度の石鹸による手洗い又は各教室等に設置するアルコール消毒液による消毒を励行するように指導する。
- ・授業開始前には、窓及び出入口を開け換気する。教室の換気装置は常に作動させておく。授業中も、2方向以上の窓あるいは出入口を開ける（授業運営に支障がある場合は、最低30分に1回以上、数分程度2方向以上を全開して換気する。）。
- ・感染者が授業参加者であった場合に濃厚接触者を把握するため、必ず出席をとり記録を残すこと。
- ・授業参加者の感染が判明した場合には直ちに当該授業を中止するものとする。
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる症状がある等により授業に出席できない学生に対しては、国際高等教育院長（以下、「院長」とする。）及び授業担当教員の判断により、履修上の配慮を検討する。
- ・院長は、再び新型コロナウイルスの感染拡大が見られ、緊急事態の宣言、移動自粛の要請などがあった場合は、本学の方針を踏まえ対面授業の中止を判断する。

### 2. 講義科目（集中講義）

- ・受講者数は、概ね教室の収容定員の50%を超えないものとする。
- ・教室内では、前後左右の間隔を空けて着席させる。授業中の演習や討論では、教員と学生、学生と学生との距離をできるだけ2m、最低でも1m以上の距離を置くこと。
- ・マイク、情報機器等共用設備等の物品についてはできるだけ使い回しを避けるとともに、使用者（授業担当教員またはTA、学生本人）は、使用前後に必ず消毒するように指導すること。
- ・授業終了後は、教室から速やかに退出するよう注意する。

### 3. 実験・実習科目

- ・教室で講義形式で実施する場合、受講者数は、講義科目と同様、概ね教室の収容定員の50%を超えないものとする。実験室その他屋内外で実施する場合も、可能な限り距離を保つものとする。
- ・実験室で授業を実施する場合、特に換気に留意するとともに、実験器具等を共用する場合、ビニール手袋を着用させるとともに、実験実施前後における洗浄・消毒を入念に行う。
- ・実験の終了後は実験室から速やかに退出させ、データ解析等のデスクワークは自宅学習とするよ

うに指導する。

- ・実習先と大学間の移動手段を大学が提供する場合（車、バス等）、利用者数は概ね当該移動手段の収容定員の50%を超えないものとし、換気には十分に留意する。
- ・宿泊を伴う実験・実習科目の場合、当該宿泊施設での飲食や会合で、密集、密閉、密接の状態を厳密に排除するよう留意する。なお、居室はできる限り一人部屋とする。  
また、日々検温を行い、健康状態を確認する。
- ・事前講義等で、実習内容、移動手段及び宿泊施設の状況等に係る説明を十分行った上で、参加の最終判断は履修登録者が行う。なお、今期については、事前に辞退する場合の履修取消は特例的に認める。